

大槌町における被災者の実情レポート

The Report of Tsunami Victim's Circumstances in Otsuchi Town

大水敏弘

Toshihiro Omizu

大槌町副町長／1970年生まれ。東京大学工学部建築学科卒業後、1993年建設省入省。震災時に岩手県建築住宅課総括課長として、仮設住宅建設を陣頭指揮。2012年度は本省で復興事業に携わる。2013年4月から現職。技術士(建設部門[都市及び地方計画])。著書に『実証・仮設住宅：東日本大震災の現場から』(学芸出版社)

岩手県大槌町に4月から副町長として着任しております。大槌町から、応急仮設住宅の近況を報告します。

避難生活の状況

現在大槌町内に建設された応急仮設住宅は2,106戸あり、このうち入居戸数は1,961戸、入居者数は4,352人(いずれも平成25年10月1日現在)となっています(図1)。

大槌町の人口は、震災前の平成23年3月には15,944人でしたが、平成25年10月には12,808人となりました。震災による犠牲者は1,284人(死亡者801人、行方不明者433人、震災関連死50人)ですが、このほか町外への移転者により、合わせて3,000人以上の減少となっています。

応急仮設住宅は、町内に48団地ありますが、中心市街地が壊滅的な被害を受けたことから(図2)、立地は内陸部にシフトしています。一方で主要な店舗は、震災後に被災した店舗を改修したショッピングセンターマスト、被災した小学校の校庭に立地した仮設店舗群があるのですが、これらは沿岸部に位置しています(図3)。このため、大槌町ではこれまで中心市街地近くに人口も生活利便施設も集約されていたものが、分散される形となってしまいました。

沿岸部から離れて暮らす仮設住宅の住民の方々は、ほとんどが車で行き来をしています。交通不便を改善するため、大槌町では内陸部の仮設住宅団地と沿岸部を結ぶ町民バスを走らせていますが、1日に8本程度で、便利とまでは言い難いものです。震災によって、仕事を失った方、収入減となった方も数多くおり、被災者の生活は厳しいものとなっています。

用地の不足に伴う問題

大槌町は、リアス式海岸となっている沿岸部に位置し平野部が限られた地形となっており、中心市街地の被災により用地が極めて不足する状況となりました。このため、大槌町では被災しなかった学校の校庭をやむなく仮設

住宅の団地としました。また、団地の大半は民有地を借り上げることにより、なんとか被災者が入居するために必要となる用地を確保しました。しかし、完成後の内陸部等からの戻り入居の需要までは対応しきれず、入居待ちが発生する状況となり、沿岸部に近い仮設住宅団地では現在も入居待ちの被災者がいます。

また、沿岸部の各地域にあった小学校や中学校が被災し使えなくなりました。このため大槌町では当面の学校を、被災した小中学校を集約する形で沿岸部から1～2kmほど内陸に位置する運動公園内に建設しました(図4)。各生徒はスクールバスで通うことになりましたが、プレハブ校舎での学習活動を余儀なくされており、また、被災によって公園が少なくなったうえに運動公園内を仮設校舎敷地としたことから、運動場や遊び場の不足が深刻な問題となっています。

さらに、学校を再建する用地も確保が難しいことから、沿岸部近くの高台にある県立高校のグラウンド内に建てることとなりました。そのうえ、プレハブ校舎に隣接する野球場は防災集団移転促進事業や県立病院の再建のための用地として充てられることになったのです。これらの運動場については、代替として浸水した低地部に仮設の運動場を整備することになっていますが、生徒たちは、学校から離れた低地部での活動を強いられることになりました。

運動場不足の改善のため、本設のグラウンドの整備が急がれるとともに、学校の校庭に建てられた仮設住宅については、早い段階で校庭に戻していくことが望まれます。

避難生活における課題

応急仮設住宅にお住まいの方が、これからは災害公営住宅や防災集団移転促進事業による高台の団地などに移転することとなります。しかし、被災地では復興事業の実施は緒に就いたばかりであり、大槌町で完成した災害公営住宅はまだ計画980戸のうちの104戸にとどまって



図1 | 応急仮設住宅の現況



図2 | 大槌町旧中心市街地を高台から望む



図3 | 沿岸近くにある仮設店舗群



図4 | プレハブで建てられた小中学校



図5 | 完成した災害公営住宅(大ケロ1丁目)



図6 | 区画整理地区内の現況

います(図5)。また、防災集団移転事業で完成した団地はありません。

応急仮設住宅は原則2年の入居期間を前提として建設されていますが、被災者の避難生活はすでにそれ以上に及んでおり、今後とも継続した仮設住宅団地の環境整備が必要となっています。また、現在は、地域住民を支援員として雇用して被災者の見守りや健康支援・心のケアの取組みを行ってきていますが、国の緊急雇用創出基金を財源としており、この継続が課題となっています。

今後、復興事業の本格化に伴い、心配されるのは交通安全です。中心市街地地区では約30haにわたり平均2.2mという相当量の盛り土工事を行うこととなり、毎日ひっきりなしに土取り場と沿岸部をダンプカーが往復する状況となります。被災地の復興はスピードが重要ですが、土の運搬については余裕を持って安全運転をお願いしたいところです。

将来における課題

大槌町における復興事業は、土地区画整理事業が計4

地区52.4ha、防災集団移転促進事業で計画している移転先の団地面積が約32ha(約700戸分)となっています。土地区画整理事業は事業認可、防災集団移転促進事業は大臣同意を受け、それぞれ事業の実施段階に入りました(図6)。しかし、特に相続や抵当権等の問題による用地取得の難航が、円滑な事業の実施を阻んでいます。大槌町を含め被災地における避難生活は、これらの問題によってどうしても長期化することとなりそうです。

一方で、災害公営住宅や高台の団地の完成等により、今後被災者の移転が徐々に進んでいくものと考えられます。移転の本格化に伴い課題となるのが、被災者の見守り体制の再構築です。被災者は移転によって再度周辺住民との関係が変わることとなり、生活環境の変化も伴って相当なストレスを抱えることが想像できます。災害公営住宅等における被災者の孤立死や健康悪化を極力避けるような対策が必要となります。

また、仮設住宅団地においては空き住戸が次第に増加していくこととなります。しばらく残留することとなる被災者においても、取り残された感や将来に対する不安などから強いストレスを抱えることが懸念されます。しばらく使い続ける仮設住宅団地については、住戸2戸を1戸として使えるように改善して被災者が広く使えるようにする、傷んでくるであろう基礎を改善強化するといったハード面での対策のほか、震災前に仮設住宅団地に近い地区に住んでいた被災者に移転入居してもらい、仲のいい被災者同士の近居が可能となるよう移転を認めていくなどソフト面での対応も必要になると考えられます。

提言とまとめ

応急仮設住宅は国による補助事業で建設されているため、厳格な運用が求められます。しかしながら、被災地においては、被災者ではないのだが家族と近居したいなどの希望があるほか、復興事業の実施で移転が必要となる方についても提供できる住宅がないといった問題があります。また、大槌町での立地を考える企業にとっても従業員が生活するための住宅が不足しています。

応急仮設住宅は被災地における重要な住宅資源です。上述の問題に対応すべく、応急仮設住宅の運用について、入居や移転に関する要件の緩和、目的外使用や用途廃止の柔軟な取り扱いが今後必要になるものと考えられ、国、県および市町村で連携して対応に当たっていかねばなりません。

避難生活の長期化を強いられている被災者や被災地のニーズに制度が寄り添うものとなるよう強く願う次第です。